

浜田市教育委員会議事録

令和4年1月28日（金）に教育委員会定例会議を開催予定であったが、令和4年1月21日（金）に新型コロナウイルス感染症の市内の感染状況を踏まえ、教育委員方と協議し、開催を中止することとなった。

このため、1月の教育委員会定例会議で諮る予定であった議題について書面審査にて決議を行った。

提出された意見及びその回答事項を明確にするため、本議事録を作成する。

議事

1 議題

- (1) 浜田市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

概要

就学援助費の支給について、これまで市教委から学校口座へ振込、学校から保護者の口座へ振込していたものを、市教委から直接保護者の口座へ振込を行うよう、支給方法を変更するための改正について承認を求めるもの。

施行期日は令和4年4月1日。

岡田教育長

承認する。

学校の事務負担軽減にもつながるのでよい。

宇津委員

承認する。

花田委員

承認する。

杉野本委員

承認する。

(1) 要保護及び準要保護児童生徒名簿（様式第3号）に、「準要保護の認定申請があった以下の児童について、申請を適当と認める。」と表記されることに違和感を覚える。

以下の①または②の対応ではどうか。（①がよいと思う）

①様式第3号の標題や表の形式はそのままとし、「準要保護の認定申請があった以下の児童について、申請を適当と認める。」の表記と、校長名、印を削除し、学校名のみとする。

様式第1号の学校記入欄「学校長所見」内に記載されている「別紙……のとおり」を削除して、空欄とする。

事務局

申請があったすべての児童生徒について、名簿に記載する。適当と認められない児童生徒については、備考欄等にその旨記入する。

審査の結果、認定不可の場合には、備考欄にその旨を記入する。

②様式第3号の標題を「要保護及び準要保護児童生徒認定申請一覧表」または、「要保護及び準要保護児童生徒名簿作成資料」とする。

校長名の末尾の「印」を削除する。

表中の「認定基準」欄を削除する。

適当と認められない児童生徒があった場合には、当該児童生徒については、一覧表（または名簿作成資料）に掲載せず、様式第1号（学校記入欄の「学校長所見」の「別紙……のとおり」）を見え消しにして認められない理由を記入し、第1号の2とともに市教委に提出する。

現在、就学援助の決定に必要な申請書類を、校長を経由して浜田市教育委員会へ提出いただいております。対象の児童生徒の世帯に関し、就学援助が必要であるかどうかを申請書（様式第1号）の学校長所見欄に記入押印いただいております。

しかしながら、杉野本委員のご意見にあるとおり、学校において申請世帯の生活状況を把握することには限界があると考えています。

については、就学援助が必要かどうかは審査基準に則り教育委員会で判断することとし、申請書（様式第1号）学校長所見欄を申請書から削除する。

また、そのことに伴い、要保護準要保護児童生徒名簿（様式第3号）の「準要保護の認定申請があった以下の児童について、申請を適当と認める。」の表記と、校長名、印を削除し、申請があったすべての児童生徒について名簿に記載いただく。審査の結果、認定不可の場合には備考欄に教育委員会がその旨記載する。

杉野本委員

(2) 様式第3号について、書類の整理上、標題に年度を記載するか、（作成）年月日を記載するとよい。

学校作成年月日の下に、決定通知年月日を記入できるようにしておいてもよい。

事務局

要綱改正の伺い時には元号が入る関係で削除していたが、様式第3号には年度の表記をする。

杉野本委員

(3) 誤字の修正、要綱の第2条(2)ア(オ)の文中の「固定

事務局	<p>資産説」を「固定資産税」に。</p> <p>誤字の修正をする。要綱第2条(2)ア(オ)中「固定資産説」を「固定資産税」に。</p>
岡山委員	<p>承認する。</p> <p>5ページの昼食の悪い者とはどういうことを指すのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>「昼食の悪い者」という意味を、正確に確認することはできなかった。おそらく給食が学校にて統一的に配給されていなかった頃、児童生徒が昼食として学校へ持参していた粗悪な弁当の様子や、昼食がない様子などから、「昼食の悪い者」という表現が残っているものと推測される。</p> <p>他の市町村の要綱においては、「昼食の悪い者」の表記がある場合とない場合の両方が見受けられた。現在は学校給食が統一的に配給され、食事面の実態把握が困難であることから、要綱第2条のイ(エ)から「昼食・」を削除する。</p>
各委員	<p>全会一致で承認</p>